

**2023年度同志社大学大学院司法研究科**  
**前期日程入学試験問題解説**  
**民事訴訟法**

**問(1)** (配点:10点)

本問は、証明責任の分配についての理解を問うものである。法律要件分類説によれば、当事者は、自己に有利な法律効果を生じさせる要件となる事実について証明責任を負うことになり、権利の発生を定めている規定(権利根拠規定)については、その権利が発生したと主張する当事者がその要件となる事実について証明責任を負う。本問においては、売買代金債権の発生を主張しているのはYであるので、Yが本件売買契約成立の事実について証明責任を負うことになる。

**問(2)** (配点:15点)

本問は、弁論主義の第1テーゼ(「裁判所は、当事者によって主張されていない事実を、判決の基礎としてはならない」)についての理解を問うものである。本問において当事者から主張されていない「令和3年12月12日にYから買い受けた彫刻の売買代金の支払である」という別口債務の弁済の事実、Xが主張する弁済の事実と両立しない(Xの弁済が本件売買契約に基づく債務についてなされていないことを推認させる)積極否認事実となり、間接事実にあたる(最判昭46・6・29判時636号50頁〔百選A15事件〕参照)。本問では、このことを踏まえ、弁論主義の対象となる「事実」とは何か(主要事実に限定されるのか、間接事実も含まれるのか)を明らかにしたうえで、裁判所が当該事実を判決の基礎にすることが、弁論主義の第1テーゼに違反しないのかを検討することになる。

**問(3)** (配点:15点)

本問は、処分権主義の一内容である申立拘束原則(246条「裁判所は、当事者が申し立てていない事項について、判決をすることができない」)の理解を問うものである。本件訴訟におけるXの申立ては、「本件売買契約に基づく300万円の売買代金債務のうち、100万円を超えては債務が存在しないことの確認」であるのに対し、裁判所が「50万円を超えては債務が存在しない」ことを確認する判決をすることが、246条に違反しないかが問題となる。原告の意思および被告の不意打ちの観点から、本件訴訟においては、例えば「200万円を超えては債務が存在しない」といった一部認容判決をすることはできる(最判昭40・9・17民集19巻6号1533頁〔百選76事件〕参照)。これに対し、本問で問われている「50万円を超えては債務が存在しない」という判決をすることは、Xの申立てよりも有利な判決をすることになるため、申立ての範囲を超え、246条に違反する。よって、裁判所は、Xの申立ての通りに、「100万円を超えては債務が存在しない」ことを確認する判決をすべきということになる。

**問(4)** (配点:10点)

本問は、債務不存在確認訴訟の係属中に、当該債務の履行を求める給付訴訟が反訴として提起された場合の、本訴の確認の利益についての理解を問うものである。本件反訴(給付の訴え)の請求認容判決には執行力が生じ、かつ、本件本訴(債務不存在確認の訴え)によって生じ得る既判力は、請求認容・請求棄却を問わず、本件反訴によって生じ得る既判力によって全てカバーされることから、本件反訴の方が、本件本訴よりも紛争解決の範囲が大きい。したがって、本問におけるXの債務不存在確認の訴えは、確認の利益を欠くことを理由に却下されるべきことになる(最判平16・3・25民集58巻3号753頁〔百選29事件〕参照)。